

2024年11月28日（木）
愛知県西三河県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 今泉、西村
ダイヤル 0564-27-2876
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、中島
内線 3050、3008
ダイヤル 052-954-6225

刈谷市における土壌汚染について

加藤精工株式会社(刈谷市)が、刈谷市内の同社本社工場跡地において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

加藤精工株式会社

(2) 報告年月日

2024年11月28日（木）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県刈谷市半城土西町一丁目10番8、10番9、10番10、10番11、10番13、10番14、10番15及び10番16の各一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ふっ素及び その化合物	2.3mg/L (2.9倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～1.25m	9／63

注1：()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装又は不透水性シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

加藤精工株式会社 総務部門担当 執行役員 さかさばら 榊原

住所：愛知県刈谷市はじょうどちょうはいだし半城土町 生出104 番地 12

電話：0566-23-2312

4 調査対象地の概要

(1) 面積

5,922.50 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、加藤精工株式会社の敷地であり、1954年頃から2004年頃までは自動車部品の製造工場として、2004年頃から2024年1月までは倉庫として利用されていました。

今回汚染が判明したふっ素及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴は確認されていません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)